

# 茅ヶ崎海岸グランドプラン(案)

(概要版)

茅ヶ崎市

# I プラン策定の趣旨

## 1 グランドプラン策定の目的

漁港周辺地区は、新総合計画後期基本計画やちがさき都市マスタープランにおいて観光資源としての活用やふれあいを育む交流拠点に位置づけられ、多くの観光客を誘致し、交流を高める地域としての土地利用方針が示されています。

しかしながら、本地区は、旧フィッシュセンター跡地周辺の土地利用のあり方をはじめ、自然環境や景観の維持・保全のあり方、漁港や漁業振興との連携、錯綜する土地利用法規制の整序など、様々な課題を有しています。

また、本地区には、現在、様々な事業を展開、計画している地権者や国有地を占有している人々、海岸を占有している海水浴場組合等様々な利害関係者が長い歴史を背景に継続的な営みを行っています。

このような状況の中で、利害関係者を含め多くの市民の意向に沿いながら、海岸を貴重な公共空間として維持活用していくことが市民及び行政にとっての緊急の課題となっています。

グランドプランは、このような茅ヶ崎漁港周辺地区の今後の土地利用を計画的かつ円滑に進めていくための指針を定めることを目的に策定するものです。

グランドプランの検討にあたりましては、平成18年4月に、市民による「茅ヶ崎海岸グランドプラン推進会議」が発足し、関係団体や地権者と連携を行いながら計画素案の検討が行われました。

本グランドプランは、茅ヶ崎海岸グランドプラン推進会議の提言を基本に、茅ヶ崎市が策定したものです。

グランドプランは、本地区の現状と課題を的確に把握し、これらの課題解決に向けた検討を行うとともに、次世代に伝えるべき理想とする将来像を設定し、これを段階的に実現していくための事業方策や推進体制を示します。

## 2 グランドプランの位置づけ

グランドプランは、茅ヶ崎海岸グランドプラン推進会議の提言を基本に、市が、地権者、市民、関係団体及び関係行政機関との意見・意向を調整し、技術的かつ財政的な検討を行い、行政の土地利用計画として位置づけるものです。今後は、平成13年に策定した漁港区域整備基本構想との調整を行うとともに、各分野の行政計画の見直しや新たな計画策定の時期に合わせて、グランドプランの内容との整合を図っていきます。

近年、海岸法の改正や景観法の施行に伴い、海岸地域における自然環境の保全、魅力ある景観形成の重要性があらためて認識されています。

グランドプランは、茅ヶ崎漁港周辺地区の将来像や今後の土地利用等の方向を地権者、市及び行政の共通認識として共有し、地区の整備及び保全について、協働で進める指針として位置づけます。

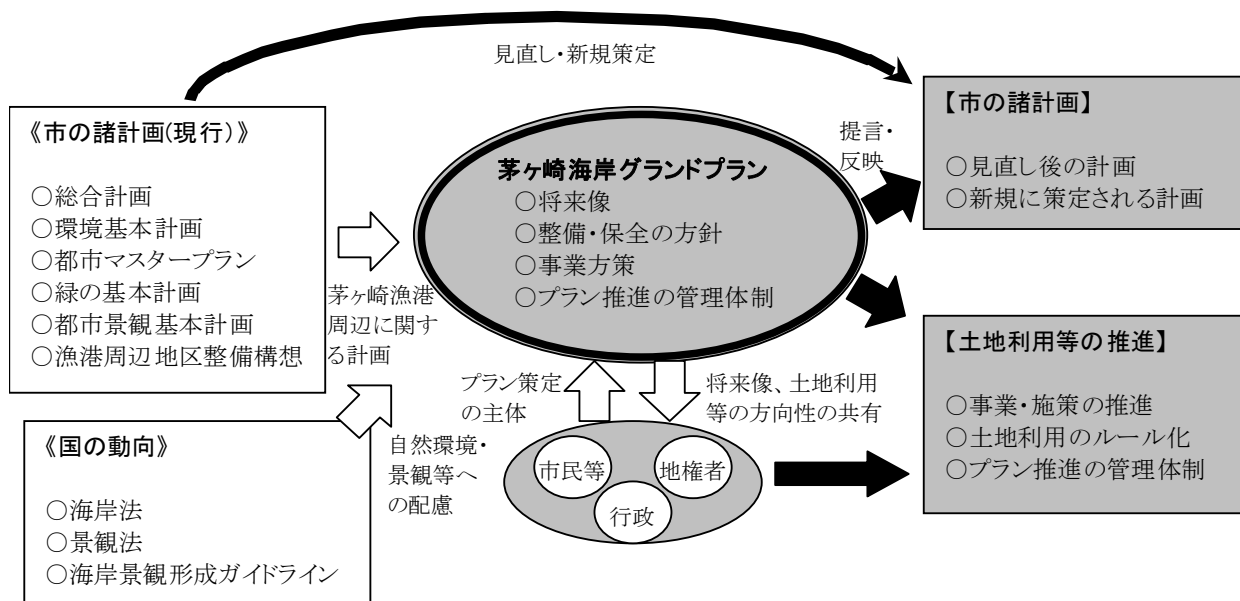


図 茅ヶ崎海岸グランドプランの位置づけの概念

### 3 グランドプランの検討の範囲と計画の期間

#### (1) 計画の範囲

グランドプランの検討対象範囲は、茅ヶ崎市中海岸三丁目、中海岸四丁目、南湖四丁目、南湖六丁目のうち下図に示す国道134号の南側約11.5haとします。

ただし、交通や景観の方針においては、国道134号北側沿道を一部含めるものとします。

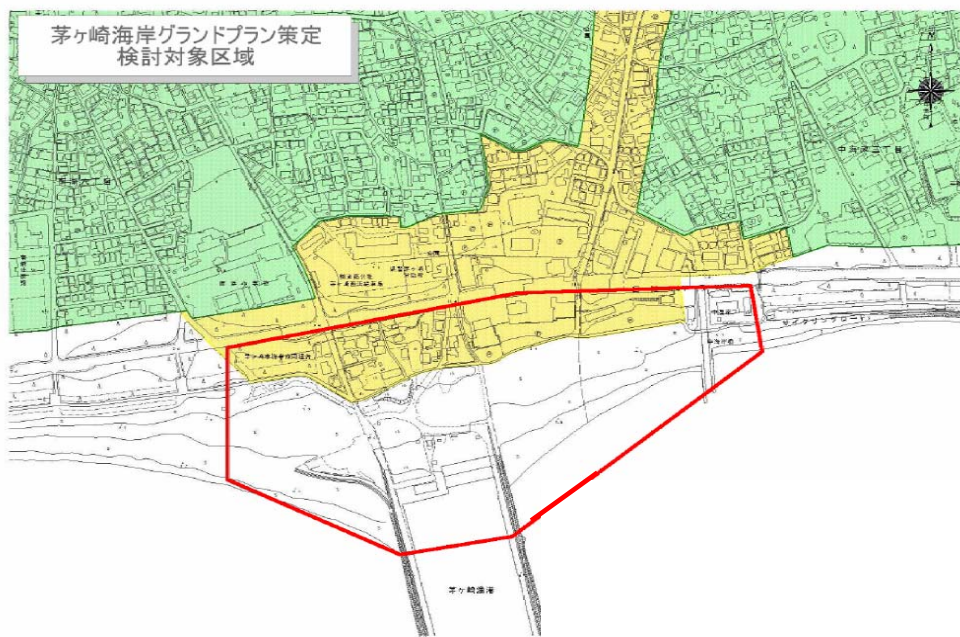


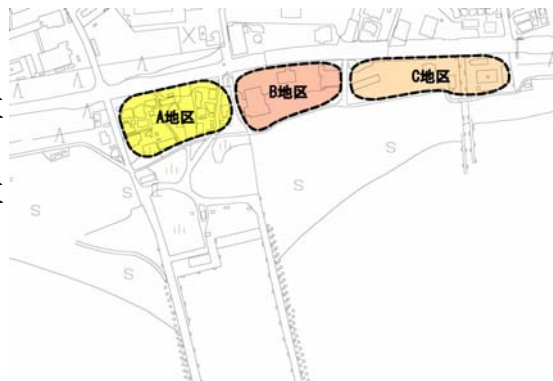
図 茅ヶ崎海岸グランドプランの検討対象区域

## (2) 計画の期間

グランドプランは、地区の理想とする将来像を示し、将来像を実現するために行う20年間の段階的な方策を示します。

(注) 国道134号南側とサイクリング道路に挟まれた地区の名称について

- A地区：南湖4丁目の国道南側  
（茅ヶ崎漁港地区地区計画のA地区）
- B地区：中海岸4丁目の国道南側  
（茅ヶ崎漁港地区地区計画のB地区）
- C地区：中海岸3丁目の国道南側



## II 理念・将来像

### 1 将来像と将来像実現のためのプロセス

適切な土地利用の誘導、海岸にふさわしい自然環境や景観の形成、安全・安心な空間づくり等、各種方策について計画的かつ段階的に推進し、茅ヶ崎海岸の目指すべき将来像の実現を図ります。

#### <土地利用の規制・誘導>

- 建物等のボリューム及び高さの制限
- 地区内における公共空間の積極的確保

#### <自然環境の保全・修復>

- 海岸の自然環境の保全・修復
- 自然海浜公園としての環境整備

#### <景観の形成・誘導>

- デザイン基準の策定による建物等の形態の誘導
- 行動基準の策定による総合的な景観形成と美観の確保

人にやさしい、安全・安心で、魅力的な空間づくり

□ 国道134号から南側の区域は、自然環境と景観に配慮した海岸として、一体的な自然空間を確保

□ 国道134号から南側の区域は、車両の進入を極力抑制し、人にやさしい空間を確保

□ 土地利用や景観誘導、自然環境保全・修復の推進により、一定の空間や緑地の確保ができた段階において、新たな都市計画のあり方を検討

徒歩・自転車・公共交通を優先した快適な交通環境づくり

#### 茅ヶ崎海岸の 目指すべき将来像

- 潜在的な海岸の自然環境を取り戻す。
- 環境に負荷をかけない海岸づくりを進める。
- 海岸にふさわしい景観の形成を図る。

※参考

「茅ヶ崎海岸グランドプラン推進会議提言」  
における将来イメージ



## 2 土地利用（空間づくり）の理念

グランドプランのベースとなる土地利用（空間づくり）の理念を示します。

### （1）土地利用（空間づくり）の理念

#### 茅ヶ崎海岸グランドプラン 《土地利用（空間づくり）の理念》

1. 自然環境再生・景観の修復
2. ふれあう・安らぐ・楽しむ
3. 地域文化の伝承

「自然環境再生・景観の修復」とは、

茅ヶ崎海岸を特徴づける広い砂浜や、海岸の生態系、海岸の環境を形成する植生などの貴重な資源を守り育てるとともに、失われつつある海岸の豊かな自然環境と自然空間の再生・修復を図り、市民の共有財産である海浜づくりを目指すものです。

「ふれあう・安らぐ・楽しむ」とは、

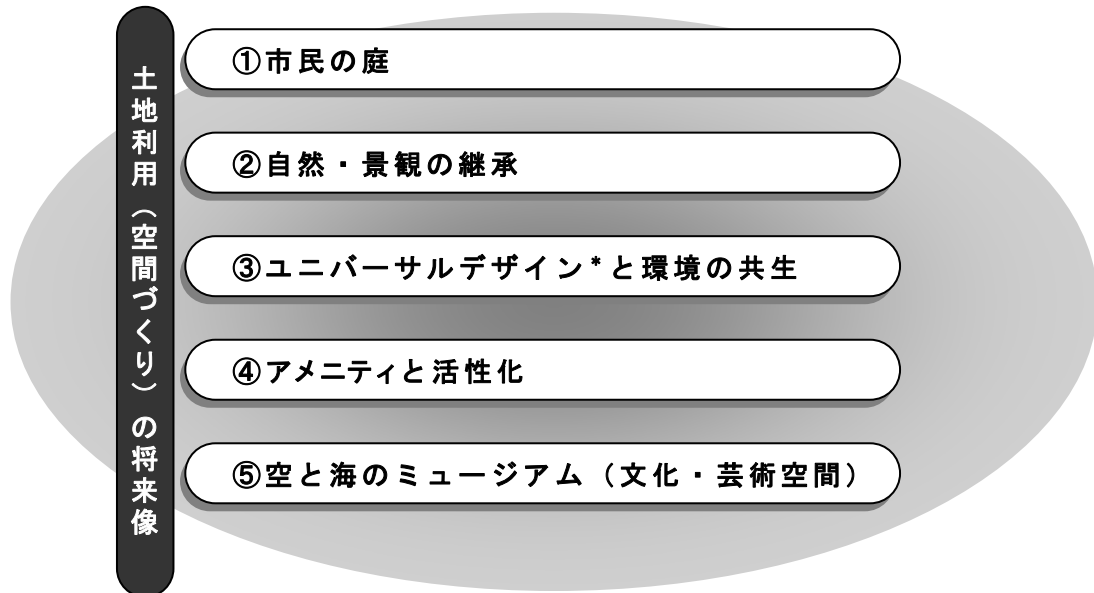
茅ヶ崎市民や茅ヶ崎海岸を訪れる人々が、様々なマリンレジャーや海岸でのイベントを体験するとともに、それらを通じた人々の交流が育まれることです。さらに、子供から高齢者まで、誰もが快適で安全な時間を享受できるアメニティ\*空間の海浜づくりを目指すものです。

「地域文化の伝承」とは、

浜降祭などの茅ヶ崎市を代表する文化、人々の営みを支えてきた漁業、さらには全国へ発信されている湘南サウンド等、茅ヶ崎で生まれ育った貴重な地域文化の伝承の場となる海浜づくりを目指すものです。

## (2) 土地利用（空間づくり）の将来イメージ

土地利用（空間づくり）の理念の達成を目指して進めていく「土地利用（空間づくり）の将来イメージ」を示します。



土地利用（空間づくり）の5つの将来像	将来像のイメージ
① 市民の庭	自然なたたずまいを尊重する意識を育み、市民が主体になって、市民の庭のように親しみやすく、ほのぼのとした海浜空間づくりを進める。
② 自然・景観の継承	砂浜や海岸植生の再生、美しい浜辺や遠景の眺望景観を維持し、次世代に継承する。
③ ユニバーサルデザインと環境の共生	人にやさしいデザインと、環境に負荷のない海浜を創造していく。
④ アメニティと活性化	魅力ある資源を活用し、心地よいしつらえで、訪れる人々もやすらげ、楽しめる空間を創造する。
⑤ 空と海のミュージアム（文化・芸術空間）	広々とした海浜空間を文化・芸術空間ととらえ、地域文化の継承や人々の文化交流を育む。

### 3. 土地利用方針

- 長期的な将来を見据え、建築物等の建築が可能な土地利用については、できる限り建築物等のボリュームを抑え、敷地内のオープンスペース\*の確保及び緑化を促進します。
- 土地利用ゾーニングの基本的な考え方は次のとおりとします。
  - ①サイクリング道路の南側、砂浜を中心とするゾーンは、自然環境を保全していくこととし、必要以上に手をかけない土地利用を図ります。
  - ②国道134号南側沿道からサイクリング道路に至るゾーンは、建築物等の建築が可能なゾーンであり、建築物等の高さ制限がない地区については、新たに高さ制限等により建築物のボリュームを抑制するとともに、将来的には、オープンスペースの確保や緑地化を目指す段階的な土地利用を図ります。
- グランドプランでは、上記の土地利用を誘導していく土地利用のルールづくりを実現方策として定めるとともに、土地利用（空間づくり）の推進によって一定の空間や緑地を確保するなどとして、段階的に新たな都市計画等のあり方を検討していくものとします。

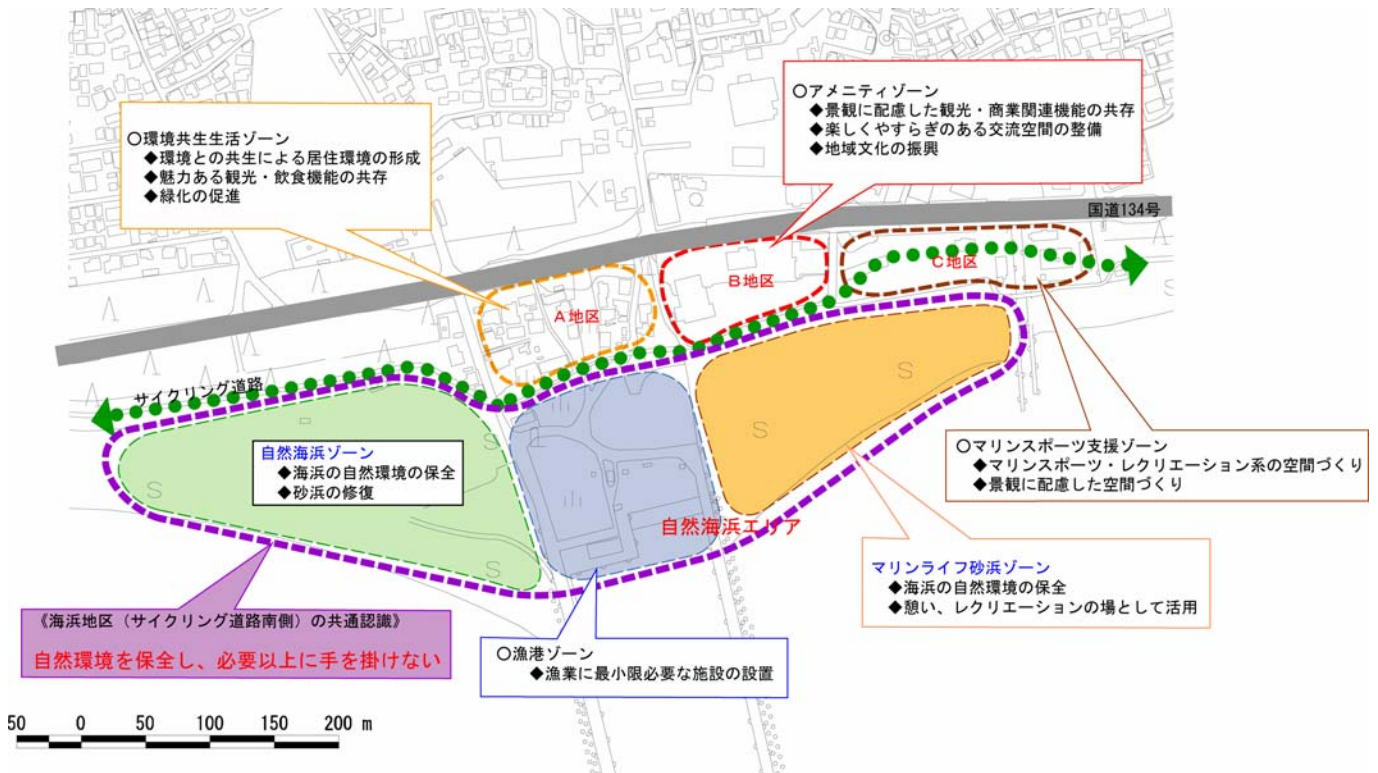


図 グランドプラン 当面の土地利用ゾーニング



## Ⅲ-1 緑・自然環境保全方針

### 1 本地区の緑・自然環境の現状

#### (1) 海岸動植物

- 茅ヶ崎海岸はクロマツ林が連続した緑の軸を形成し、良好な自然環境を有しているが、クロマツ自体は植林であり、茅ヶ崎海岸本来の植生ではない。
- 本地区は、湘南海岸の中でも植物種、群落面積ともに少ない地区である。
- 海の家建設や海水浴客、車の乗り入れ等による踏みつけ、サイクリング道路の建設により海岸植生は著しく破壊されている。
- 海岸植生を保全するためには、海岸を「保全する区域」と「レクリエーションに活用する区域」と分離することが課題である。
- また、多くの種類の海浜植物を守っていくためには、苗場の確保が必要である。
- 茅ヶ崎海岸に生息する動植物には多くの絶滅危惧種が含まれている。

#### (2) 茅ヶ崎海岸の海岸地形等

- 茅ヶ崎海岸は、砂浜が連続した自然の軸を形成している。
- 茅ヶ崎海岸は、相模川からの土砂の減少等により、海岸そのものが減少している。
- 特に、本地区においては茅ヶ崎漁港東側の海岸浸食が著しく進んでいる。
- 海岸の浸食は、海岸に生息する植物にも大きな影響を与えるため、自然環境保全の面から早急な対応が課題である。

#### (3) 茅ヶ崎海岸の生活環境等

- 生活雑排水の混入により、海岸の水質が悪化している。
- 砂浜が汚く、荒廃している感じがする。(アンケート結果)

#### ◆自然海浜公園のイメージ



海岸植物の群生



自然観察路



人工物のない海岸



海岸でのイベント

### 2 緑・自然環境保全の基本的な考え方

#### (1) これまでの海岸づくりの問題点

- 海岸レクリエーションや漁港としての機能の整備に重点を置き、具体的な自然環境保全の対策が十分ではなかった。
- 自然環境の保全・再生について、長期的な視点に立った具体的な方策が十分でなかった。

#### (2) 本地区の緑・自然環境保全のコンセプト

- (1) 自然環境を保全するとともに、失われた砂浜の修復、海岸植生の修復によって海岸の自然環境を創出する。
- (2) 本来の茅ヶ崎海岸の潜在的な自然環境が豊かな空間をつくり、人々が集う自然とふれ合う・やすらぐ・楽しむ場として活用する。

#### <基本的な考え方>

- ① 砂浜の保全・修復とレクリエーション利用の促進
- ② 潜在自然植生の保全・修復
- ③ 自然環境に負荷のかからない景観形成、土地利用等の誘導
- ④ アクションコードに基づいた自然環境との共存
- ⑤ 自然環境の維持・管理を持続する組織・体制づくり

### 3. 緑・自然環境保全の方策

#### ◆本地区における緑・自然環境保全の方策

- 自然海浜の保全
- 土地利用・交通・景観等における自然海浜公園との融合性の確保
- 緑・自然環境保全のためのアクションコード（行動基準）の設置と運用

#### (1) 自然海浜公園づくり

本来の茅ヶ崎海岸の自然を保全し、自然の魅力の中に人々が集まり、共生する 自然海浜公園づくり

- ① 「自然保全区域」と「レクリエーション活用区域」の設定
  - ・自然保全区域：自然環境の修復、維持、保全
  - ・レクリエーション活用区域：自然環境に負荷をかけない範囲での砂浜の活用（海水浴、マリンスポーツ、レクリエーション等）
- ② 海浜植生群落の確保
  - ・漁港北側、サイクリング道路南側への海浜植生群落地帯の創出
  - ・サイクリング道路、ボードウォーク沿いの海浜植生による草草ゾーンの創出
- ③ 散策路の設置
  - ・自然海浜公園内通路としての整備（サイクリング道路、遊歩道）
  - ・漁港西側におけるボードウォークの散策路設置
- ③ 海岸線、砂浜の保全
  - ・海岸線や砂浜の現状維持
  - ・海岸浸食防止のための事業、取り組みについての関係機関への要望

#### (2) 自然海浜公園との融合性の確保

- ① A～C 地区における土地利用と建築物の誘導
  - ・自然海浜公園の持つ自然環境と一体性のある土地利用の誘導
  - ・各所有地における緑化の促進
- ・自然海浜公園に調和した建築物等人工構造物のボリュームの抑制、自然景観に配慮した外観形成の誘導
- ・自然植生や海中生物の生態に配慮した地区内照明
- ② 未利用地等の有効活用
  - ・未占用地等の買い取り等による公共空間の確保
  - ・市有地等の自然海浜公園内利便施設用地としての活用
  - ・未占用地等の買い取り体制、資金調達システムの構築

#### (3) 緑・自然環境保全のためのアクションコード

- ① 緑・自然環境保全のためのルールづくり
  - ・ゴミなどの不法投棄の監視体制の強化
  - ・海岸における光、音に関するルールづくり
  - ・動植物への愛護、海岸利用モラル、マナー向上のための情操教育や周知、啓発活動の促進
  - ・人材育成や市民活動の支援

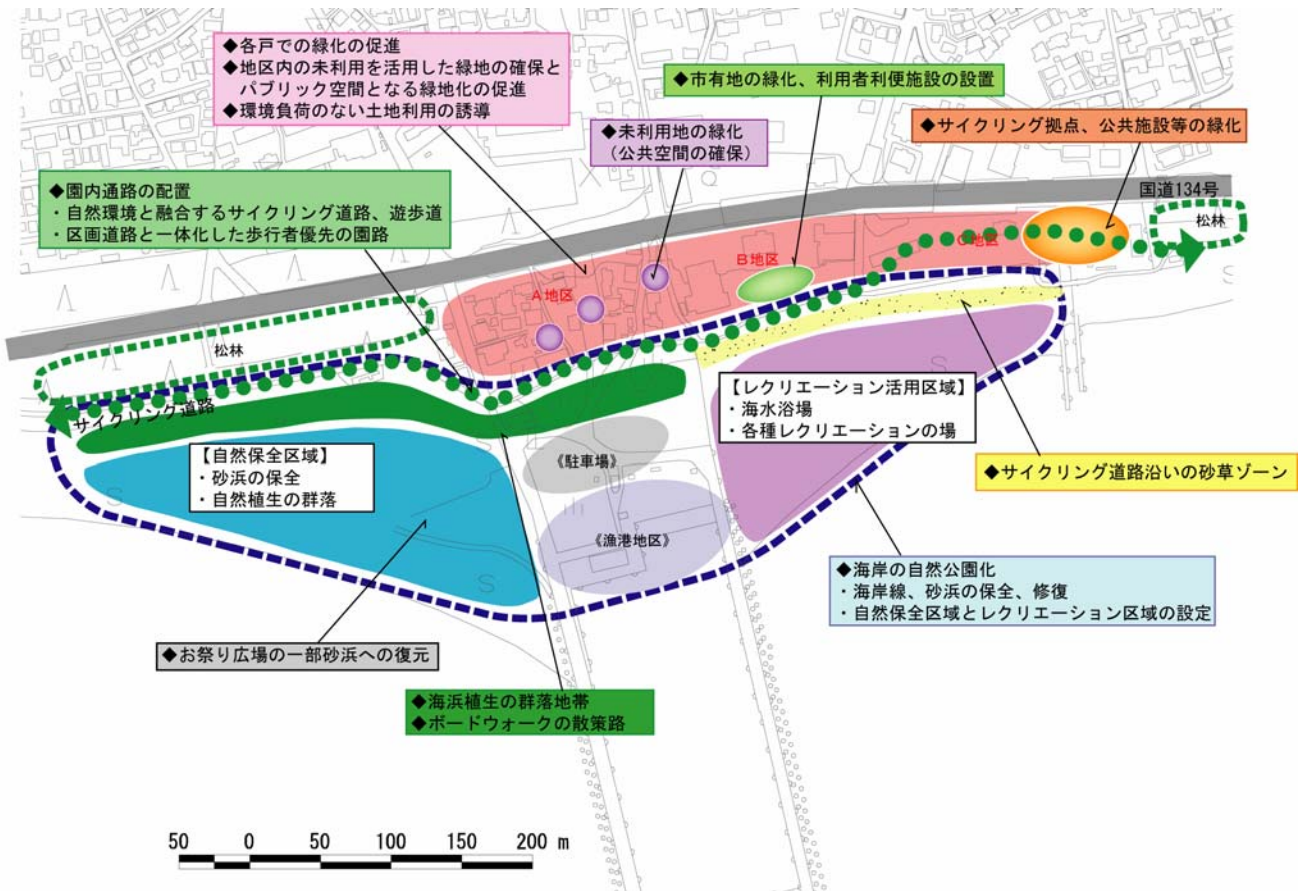


図 緑・自然環境の保全の方針

### <主要事業>

- ① 自然環境保全型の自然海浜公園の整備
- ② お祭り広場の修復・修景
- ③ 海岸性植生の復元
- ④ 地区内の公共空間の確保と緑地整備
- ⑤ 公園利用者利便施設及び管理施設の整備
- ⑥ 自然環境の維持・管理体制づくり
- ⑦ 海水浴場の再整備

## Ⅲ—2 景観形成方針

### 1 本地区の景観の現状

#### (1) 遠景

- ・茅ヶ崎を象徴する景観を醸し出している。
- ・海岸から富士山を望む景観は、「関東の富士見百景」にも選出された貴重な景観である。
- ・地区外からの遠景は、国道134号沿道の建築物等によりその眺望が遮られている。
- ・国道134号沿道の高層建築物が松林（防砂林）によるスカイラインの連続性を遮断している。

#### (2) 中景

##### ① 海岸、砂浜の眺望

<海水浴場周辺>

- ・広い砂浜の地形を活かした景観が広がっている。
  - ・夏期は海水浴客で賑わいのある景観となる。
  - ・「海の家」等簡易的な施設と海岸の自然景観との調和が課題である。
- <お祭り広場周辺>
- ・西側の隣接地には防砂林となる松林が形成され、白砂青松の風景を創り出している。
  - ・お祭り広場は、海岸の景観や自然環境形成の観点において課題がある。

<漁港周辺>

- ・漁港施設は老朽化が進み、海辺の景観を寂しいものになっている。
- ・簡易トイレ周辺に捨てられたゴミが、海岸の環境を劣悪なものにしている。

##### ② A～C地区の宅地

- ・家並みや建物の壁面、植栽などが個々に作られているため、景観としての統一感に欠ける。

#### (3) 近景

##### ① 国道134号沿道

- ・沿道から海が望める茅ヶ崎海岸で唯一のスポットとなっている。
- ・防砂林を兼ねた松林の豊かな沿道景観が連続しているが、本地区で松林の景観が分断されている。

##### ② サイクリング道路

- ・海岸を横断するサイクリング道路は、砂浜と同系色の舗装が施されている。また、えびし岩をモチーフとした車止め等、デザインへの配慮がみられる。

##### ③ A地区

- ・地区計画により建物の用途規制、高さ制限が定められている。
- ・地区内の老朽化した廃屋や空き地が景観にふつりあい。
- ・工作物、看板等の付帯施設に景観的な配慮がない。

##### ④ B地区

- ・国道134号沿道に立地する建築物が沿道から海への眺望を遮っている。
- ・地区計画の指定はあるが建築物の高さに関する制限がない。

##### ⑤ C地区

- ・地区計画は定められていない。
- ・新たな住宅や店舗が立地しはじめている。
- ・隣接して建てられている建築物には色彩やデザイン等の統一感がない。

##### ⑥ 国道134号沿道

- ・沿道にはマンションや飲食施設が立地している。
- ・国道沿道の背後地は低層系の住宅ゾーンとして良好な環境を形成している。
- ・設置されているサイン類はデザインの配慮に欠けている。

### 2 景観形成における基本的な考え方

- (1) グランドプランにおける空間づくりの理念
- ふれあう・やすらぐ・楽しむアメニティの海浜づくり
  - 地域文化の伝承の場となる海浜づくり

#### 【目指すべき方向性】

- ◆海岸が潜在的に持つ、豊かな自然景観の形成
- ◆砂浜や海岸の自然植生の維持・再生

#### (2) A～C地区の土地利用ゾーニング

- 建築可能な建築物等の規制誘導
- 公共空間の確保と緑地化

#### 【目指すべき方向性】

- ◆A地区：地区内コミュニティの維持/漁村としてのたすまいの確保
- ◆B地区：景観に配慮した建築物の高さ制限/統一コンセプトによる景観の形成
- ◆C地区：景観の連続性の確保/レジャー拠点としての景観の形成

#### (3) 海岸地区の土地利用ゾーニング

- 自然環境の保全と砂浜・海浜の活用
- 必要以上に手を掛けない
- 漁業に最小限必要な施設の設置

### 3 茅ヶ崎海岸における景観形成のコンセプト

◆豊かな自然と茅ヶ崎文化、そして雄大な景観を感じ続けることができる海岸として守り育てる。

◆茅ヶ崎海の生態系を保全・復元し、人々がほっとする海岸として、デザインコントロール(景観誘導基準)とアクションコード(景観行動基準)に基づき景観を修復していく。

### 4 茅ヶ崎海岸景観形成の基本方針

- 潜在的な茅ヶ崎海岸の景観を形成する砂浜や松林等を基本とした自然景観の形成を図る。
- 茅ヶ崎海岸を特徴づける広大な砂浜や海岸の自然植生の維持・再生を図り、湘南を代表する良質な海岸景観を形成する。
- 茅ヶ崎海岸の一体的な自然環境、自然景観における本地区の位置づけを明確にし、地区特性(漁港、海水浴場)を十分活かした景観を形成する。
- 国道134号沿道の松林(防砂林)の連続性に配慮した良好な沿道景観を形成する。
- 海岸に整備されたサイクリング道路やグランドプランに基づいて整備される施設については、ユニバーサルデザインと海岸の自然や景観に十分配慮されたものとし、周辺環境と調和した景観を形成する。
- 地区外の視点場や国道134号沿道から望む相模湾や富士山・箱根・丹沢山系の眺望景観を阻害せず遠景と一体となった良質な景観の形成を図る。
- 地区内の公共施設については、本地区の良好な景観形成の先導的役割を担うものとする。
- 良好な景観を維持していくためのモラルを啓発していく。

### 5 景観形成及び規制・誘導の方針

#### (1) A地区

- 漁村としての特色を活かした景観形成
- 海岸の景観と調和した地区景観の形成
- 建築物の意匠、形態、色彩等の統一
- ゆとりある住棟間隔の確保
- 広告物、看板の位置、大きさ、デザイン等の規制
- 緑化の促進(海岸の生態系に配慮)
- 地区内の美化促進

#### (2) B地区

- 交流空間にふさわしい景観の形成
- 統一したデザインコンセプトによる地区景観の形成
- 遠景に馴染む景観の形成
- 景観に配慮した建築物の高さの制限
- 海への眺望を確保する建物配置、空間の確保
- 広告物、看板の大きさ、デザイン等の規制
- 眺望を阻害する屋上広告物の設置規制
- 植栽による緑化空間の確保(海岸の生態系に配慮)
- 周辺の自然環境に配慮した適切な照明

#### 【目指すべき方向性】

- ◆自然環境の再生と景観の修復
- ◆自然景観、自然環境に配慮した漁業関係施設の修景と周辺環境整備

#### (4) 茅ヶ崎市都市景観形成における景観づくりの方針

- 海岸地域景観ゾーン
- 瀟洒で風格のあるまちなみ/湘南らしさ/砂浜海岸
- なぎさベルト
- 海岸と防砂林の自然レクリエーション軸

#### (5) 「海岸景観ガイドライン」に定める海岸の景観形成の理念

- 海岸のもつ「自然環境基盤」(自然地形)を尊重
- 海岸のもつ「自然環境」や「生態環境」の空間特性や防護の変遷・現状を理解
- 「生活環境」や「生態環境」の空間特性から導き出される複数の秩序の調和

#### 【目指すべき方向性】

- ◆美しい海浜景観の保存と創造
- ◆海浜の地域特性を感じる、茅ヶ崎海岸の連続景観の形成
- ◆なぎさベルトにおける原風景の復元と継承
- ◆国道134号沿道などの都市景観との調和

#### (3) C地区

- B地区と一体となった景観形成
- 海岸におけるレジャー拠点にふさわしい景観の形成
- 建築物の意匠、形態、色彩の調和
- ゆとりある住棟間隔の確保
- 中海岸プールの改修
- 海岸にふさわしいサインデザイン

#### (4) 自然海浜地区

- 自然環境の再生と景観の修復による、本来の海岸の持つやすらぎと潤いのある景観の形成
- 漁港施設の修景と周辺整備
- 東・西海岸の連続性の確保
- 自然景観、環境と調和のとれた施設整備(トイレ、休憩所等)
- 電線(電柱)の地中化による良好な景観の形成
- 海岸にふさわしいサインデザイン
- 生態系に配慮した緑化の促進

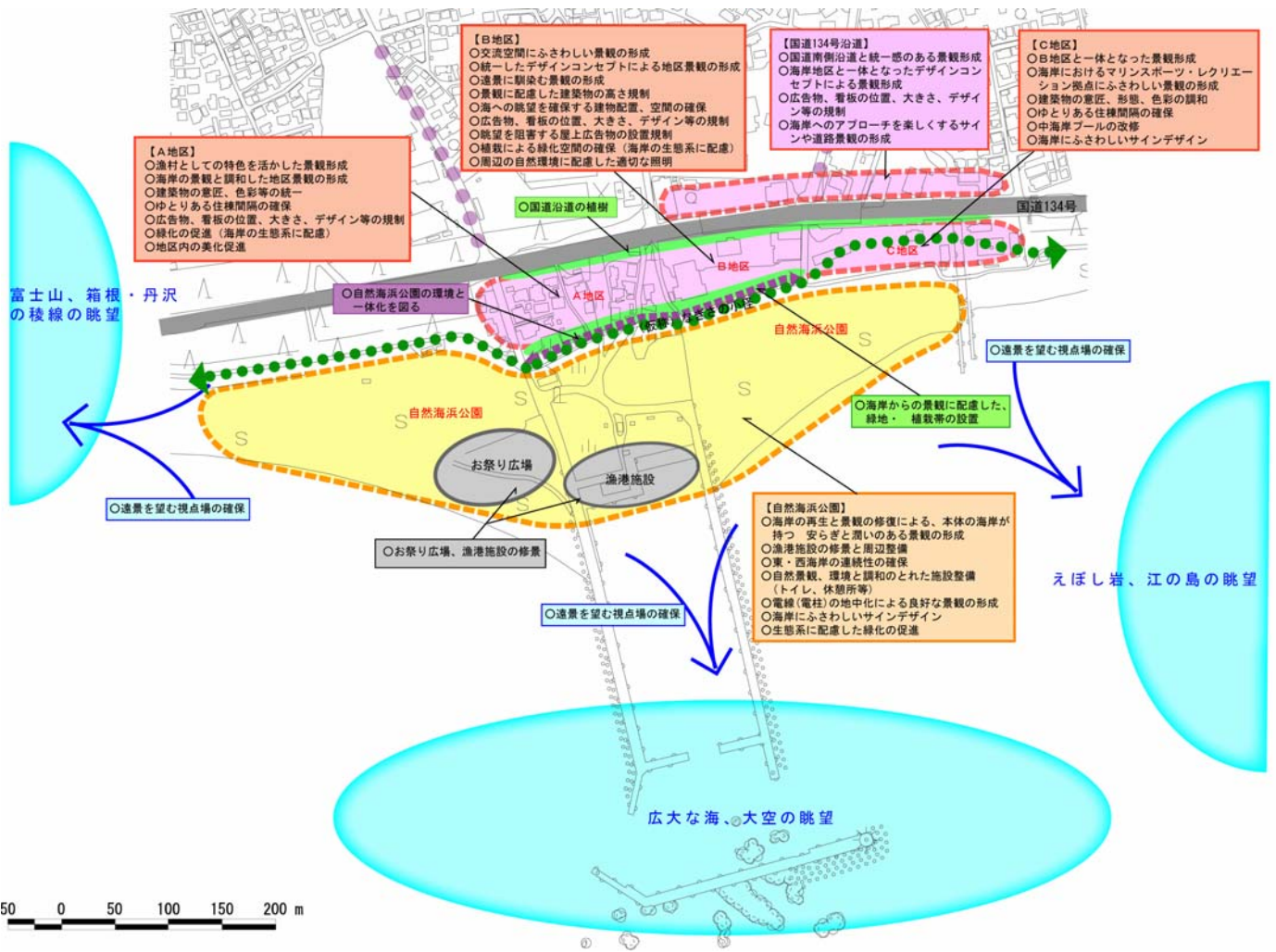


図 景観形成の方針

<主要事業>

- ① 景観法の活用による地区内の景観基準の策定と運用
- ② 地区内の緑地整備
- ③ 区画道路の景観的整備
- ④ サイン計画の策定と計画に基づく整備
- ⑤ 漁港施設・お祭り広場の修復・修景
- ⑥ 電線（電柱）の地中化

### Ⅲ—3 安全・安心な空間づくりの方針

#### 1 基本方針

<p>&lt;防災の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災上のためにも、国道 134 号南側は、新たな居住を極力抑制することを基本とします。</li> </ul> <p>&lt;防犯・バリアフリーの視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・茅ヶ崎海岸全体を安全で人に優しいバリアフリー*の空間を形成します。</li> </ul> <p>&lt;実現化の視点&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ソフト・ハードが一体となった取り組みによる実現を目指します。</li> </ul>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### 2 安全・安心な空間づくりの基本方針

##### ① 防災

	基本方針
自然災害の未然防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各種自然災害を未然に防止するため、国・県との連携を図りながら予防対策を推進します。</li> <li>○A地区の南側には風や飛砂等の影響の軽減を図るため、緑地帯を設置します。</li> </ul>
公共空間の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○占用地等の買い上げ、借り上げ等により公共空間を確保します。</li> <li>○土地所有者等が売却を行う際の事前協議等のシステム化を図ります。</li> </ul>
防災に対する周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>○津波ハザードマップ*の作成とその活用によって、海岸周辺の住民や海岸利用者に対して海岸における災害の周知と徹底を図ります。</li> <li>○災害時においては、災害行政無線の活用等による避難誘導の徹底を図ります。</li> </ul>

##### ② 防犯

	基本方針
夜間照明のあり方の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>○海岸に直接的影響のない国道 134 号沿道等については、夜間の安全性の向上を図るため、街路灯や防犯灯の設置を促進します。なお、設置の際には、海岸等の自然植生・生態系に十分に配慮します。</li> <li>○海岸部の防犯を確保しつつ、景観づくりや自然環境への影響に対して十分に配慮し、夜間照明・ライトアップの基準設定・ルールづくりを行います。</li> </ul>
防犯を考慮した自然海浜公園づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○緑の死角となる箇所を排除した、自然海浜公園づくりを行います。</li> </ul>
地域コミュニティの維持・醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○A地区などの地域コミュニティの維持と醸成を図っていくために、占用地等における公共空間の確保を進めます。</li> <li>○A地区の生活者、各地権者、関係団体等による海岸環境パトロール体制をつくりまします。</li> </ul>

### ③バリアフリーの観点

	基本方針
海岸全体でのバリアフリー化の促進	<ul style="list-style-type: none"><li>○地区内の通路及び自然海岸公園内の園路等の歩行者動線は、車いすでのすれ違いが可能な幅員の確保と段差のない空間等を確保します。</li><li>○バリアフリーを意識した、国道 134 号を横断する新たな連絡路づくりを促進します。</li><li>○地区内に配置する海岸利用者のための施設や公益的施設などのバリアフリー化を促進します。</li><li>○国道 134 号のバス停留所のバリアフリー化を促進します。</li><li>○身体障害者等の方も海に入れる、バリアフリーの海岸づくりを推進します。</li></ul>

### <主要事業>

- ① 海岸侵食防止と津波被害減災対策の推進
- ② 未占用地等の確保による公共空間の整備
- ③ 津波ハザードマップの作成と海岸周辺の住民や海岸利用者への周知
- ④ 街路灯、防犯灯の設置
- ⑤ 地区内の夜間照明、ライトアップのルール化
- ⑥ 海岸環境パトロールの体制づくりと実施
- ⑦ 地区内、自然海浜公園内の歩行者動線、海岸利用者施設のバリアフリー化
- ⑧ バリアフリーの海岸づくり

Ⅲ-4 交通ネットワーク方針の体系

**地区を取り巻く交通の状況**

**(1) 幹線道路・アクセス道路**

○国道 134 号は歩道付きの2車線道路で供用されている。計画幅員は 25mであり、現在、拡幅のための街路事業が進められている。

○中心市街地と本地区を結ぶ、歩行者、自転車のアクセス道路としてサザン通りがある。

○住宅市街地を通り本地区に至る、地域住民のアクセス道路として南湖通りがある。

○中心市街地と海岸部を結ぶ、自動車交通、公共交通の広域的なアクセス道路として雄三通りがある。

**(2) 区画道路**

○B地区を囲むように3路線の市道が整備されている。

○A地区では年次計画により整備が進められている。

**(3) 駐車場**

○漁業関連利用者の簡易的な駐車場が海岸西側にある。

○B地区、C地区には有料時間貸し駐車場がある。また、海水浴シーズン時には、砂浜の一部を駐車場に利用している。

○地区内には、785 台分の駐車容量があるが、8月下旬の休日の駐車場利用実態調査では3割程度の利用率である。

○地区外の国道 134 号北側には県営西浜駐車場が整備されている。

**(4) 公共交通（バス）の運行状況**

○民間バスは、茅ヶ崎駅南口から定期バスが運行され、雄三通り、国道 134 号を通っている。また、海水浴シーズンには増発される。

○市営コミュニティバス「えぼし号」が運行され、利用者は増加傾向にある。

○バス停留所は、国道 134 号に「市民プール」「海水浴場」などがある。

**本地区の空間づくりの理念と土地利用ゾーニング**

**《土地利用（空間づくり）の理念》**

- 自然環境再生・景観の修復
- ふれあう・やすらぐ・楽しむ
- 地域文化の伝承

**《土地利用方針》**

**○A～C地区**

- ・建築可能な建築物等の規制誘導
- ・公共空間の確保と緑地化

**○海浜地区の土地利用ゾーニング**

- ・自然環境の保全
- ・砂浜・海辺の活用
- ・漁業等に最小限必要な施設の設置

**既存計画(茅ヶ崎市総合交通プラン)**

**《基本コンセプト》**

「ひとを中心に考え、徒歩・自転車・公共交通を主体にした  
バランスある交通体系の構築」

**【グランドプランでの交通ネットワークの総合的な考え方】**

- 『徒歩・自転車利用』を主体とする交通ネットワークづくり
- 『公共交通』の利用を促進する交通環境づくり

◆『地域交通マネジメント』による実現

**本地区における交通ネットワークの基本方針**

- 本地区の魅力向上を図ることにより、来訪者の増加に対応する。
- 徒歩・自転車利用を主体とし、自動車交通量を削減する。
- 公共交通機関への利用転換を促進する。
- 誰にも優しい、安全・安心な歩行者空間を形成する。
- 自然環境等の保全、修復ため、自動車の乗り入れを最小限とする。
- 地区周辺で共同駐車スペースを確保する。
- 地区内交通施設、地区へのアクセス道路の景観づくりに配慮する。

**交通施設別の基本方針**

- 1. 道路ネットワーク**
  - ①徒歩・自転車を中心とする交通アクセス
  - ②地区内への自動車交通の乗り入れ抑制
  - ③歩行者を優先とする地区内の区画道路
- 2. 駐車場整備**
  - ①地区内に漁業関係者等の駐車場の確保
  - ②来訪者のための共同駐車場を地区の周辺に確保
  - ③駐車場容量の減少（徒歩・自転車・公共交通の利用促進）
- 3. 歩行者動線**
  - ①環境、景観形成に配慮した地区内道路の歩行者空間
  - ②誰にでも優しく、地区へ安全に誘導できるユニバーサルデザイン
- 4. 自転車動線**
  - ①自転車を利用促進するための環境づくり
  - ②観光レクリエーション、パークアンドサイクルの新たなシステム
- 5. 広域交通ネットワーク**
  - ①公共交通機関や自転車利用の環境の向上
  - ②周辺の活性化を促進する広域ネットワーク

従来型ではない区画道路

バス交通充実と利用促進

中心市街地との連携

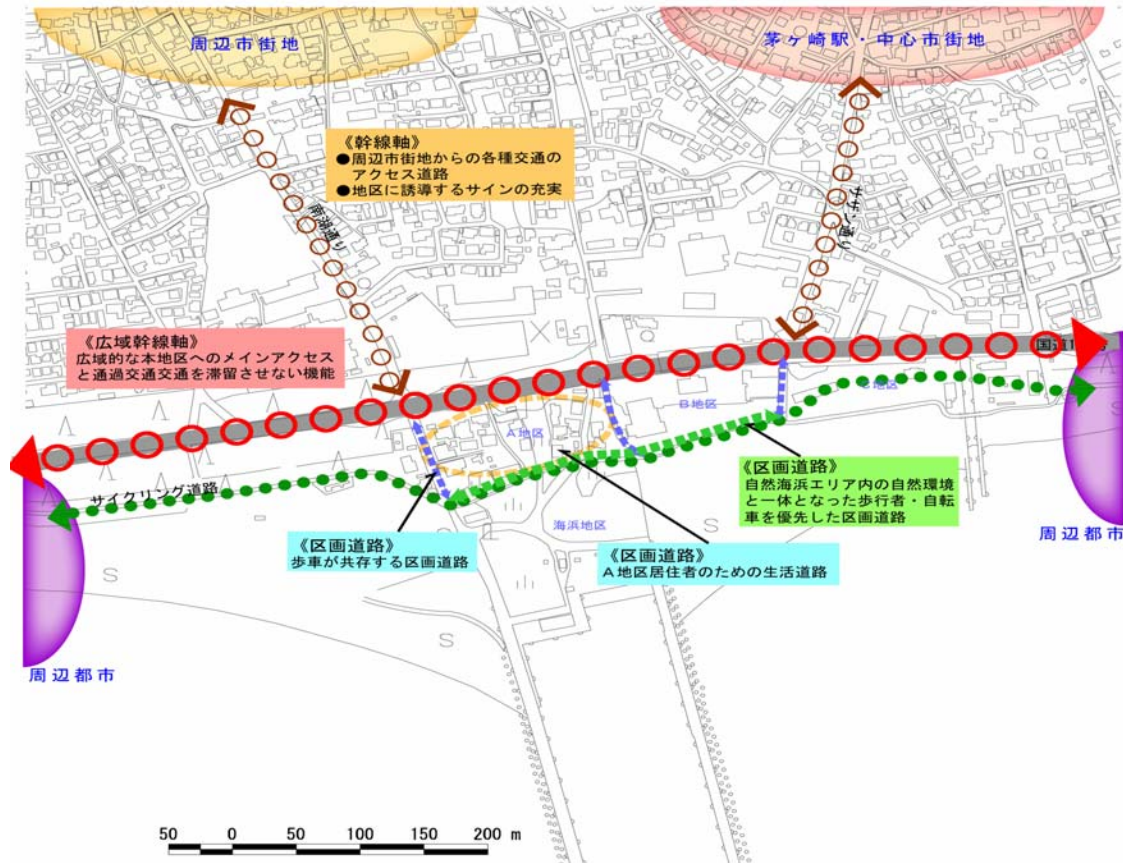


図 段階的な道路ネットワーク

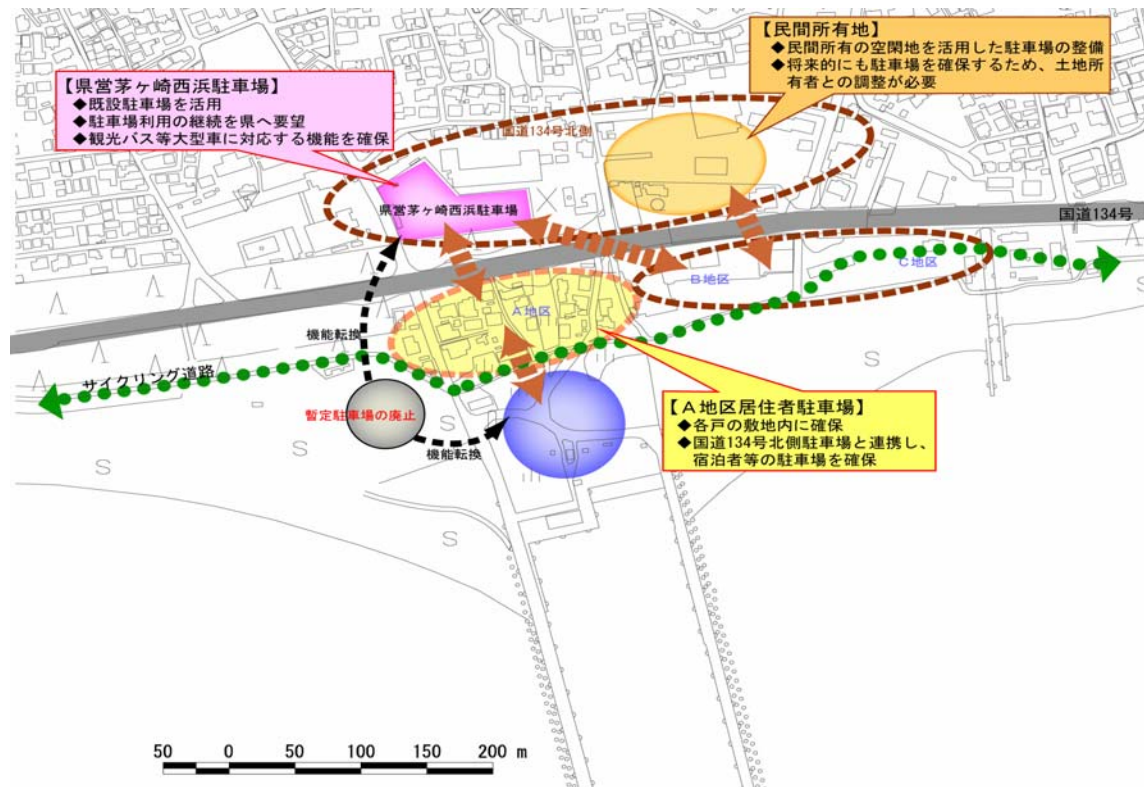


図 駐車場の配置方針



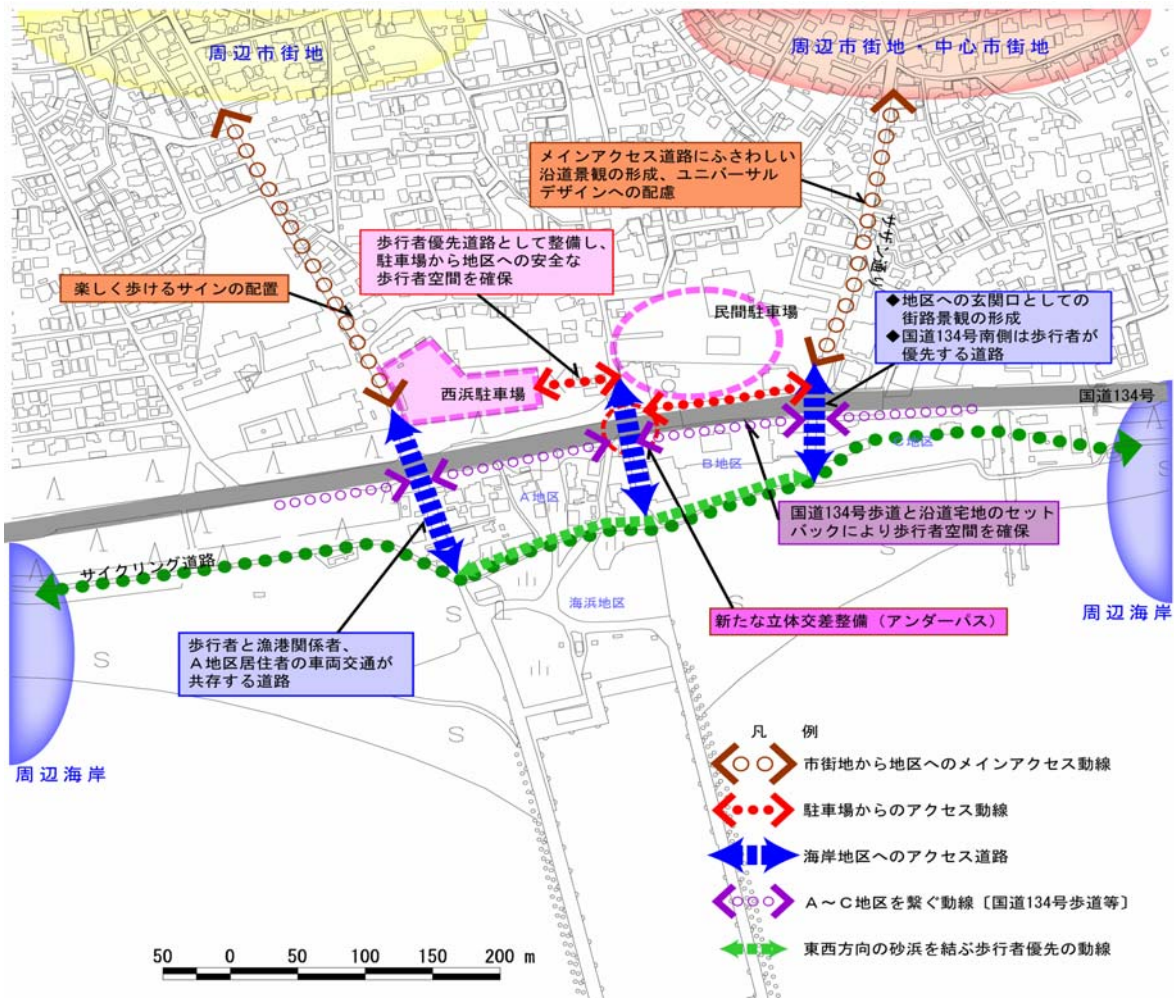


図 歩行者空間の整備方針

< 主要事業 >

- ① 自然海浜エリア内の区画道路の整備
- ② 駐車場の整備、管理運営体制づくり
- ③ 漁港西側におけるボードウォーク（散策路）の整備
- ④ 新たな歩道整備
- ⑤ 区画道路の再整備
- ⑥ サイクリング拠点の整備
- ⑦ レンタサイクル事業の体制づくり
- ⑧ バス交通の拡充

土地利用

茅ヶ崎海岸にふさわしい土地利用のために

自然環境と景観形成に配慮した海岸としての自然空間の確保  
建築物等のボリューム抑制  
敷地内のオープンスペースの確保及び緑化の促進

【土地利用ゾーニング】

- サイクリング道路の南側、砂浜を中心とするゾーンは、一部漁港周辺を除き、自然環境を保全していくこととし、必要以上に手をかけないものとする。
- 国道134号南側沿道からサイクリング道路に至るゾーンは、建物等の建築が可能なゾーンであるが、建築物等のボリュームを抑制するとともに、将来的にオープンスペースの確保や緑地化を目指す段階的な土地利用を図る。
- 土地利用を誘導していく推進主体を設立するとともに土地利用のルールづくりを行う。

緑と自然環境保全

茅ヶ崎海岸の緑と自然環境保全のために

砂浜や海岸の自然植生の維持・再生  
緑・自然環境保全のためのアクションコードの設定

【自然環境の保全・修復】

- 自然環境の修復と自然環境の維持・保全
- 人工構造物の修景・修復
- 茅ヶ崎海岸の潜在的な自然植生群落の保全

【自然海浜公園との融合】

- 自然環境と一体性のある土地利用の誘導
- 敷地内緑化の促進
- 自然海浜公園づくりに矛盾しない建築物や人工構造物のボリューム抑制と自然景観に配慮した景観の誘導

【緑・自然環境保全のためのアクションコード】

- 生態系に配慮したルールづくり
- 自然環境の形成・保全に向けたルールと体制づくり

交通環境整備

徒歩・自転車・公共交通を優先した交通環境づくり

地区内における自動車交通の排除と公共交通の利用促進  
徒歩・自転車利用を主体とする交通ネットワークづくり

茅ヶ崎海岸グランドプランの基本的な考え方

- 潜在的な海岸の自然環境を取り戻す
- 環境に負荷をかけない海岸づくりを進める
- 海岸にふさわしい景観の形成を図る

■空間づくりの理念

- 自然環境再生・景観の修復
- ふれ合う・安らぐ・楽しむ
- 地域文化の継承

■5つの将来像

- 市民の庭
- 自然・景観の継承
- ユニバーサルデザインと環境共生
- アメニティと活性化
- 空と海のミュージアム

将来像を実現する推進主体の設立

<リーディングプロジェクト>

①自然海浜公園の整備

本来の茅ヶ崎海岸の自然を取り戻し、自然の魅力の中に人々が集まり、共生する自然海浜公園の整備

②土地利用規制と景観誘導

自然環境に負荷を与えず景観に配慮した土地利用規制と景観法を活用した建物等のボリューム、デザイン誘導

【駐車場】

- 漁港関係者等の駐車スペースの確保
- 来訪者用の駐車場は、基本的に国道134号北側に確保
- 徒歩・自転車及び公共交通の利用促進

【歩行者動線】

- 環境・景観に配慮した歩行者空間の形成
- 誰にでも優しいユニバーサルデザインへの配慮

豊かな景観形成のために

景観形成

海岸が潜在的に持つ豊かな自然景観の形成  
デザインコードとアクションコードに基づいた景観の形成  
景観地区の指定による良好な景観の確保

【景観づくり】

- 海岸が潜在的に持つ豊かな自然景観の形成
- 砂浜や海岸の自然植生の保全・修復
- 地区内コミュニティの形成
- 漁村としてのたまたまの確保
- 景観に配慮した建築物の高さ制限
- 統一コンセプトによる景観の形成
- レジャー拠点としての景観の形成
- 自然環境の再生と景観の修復
- 自然景観、自然環境に配慮した漁業関連施設の修景と周辺環境整備

人にやさしい空間づくりのために

安全・安心

国道134号南側における新たな居住者の抑制  
防災・防犯・バリアフリーに配慮した海岸づくり

【防災・防犯】

- 占有地等の買い取り、借地等によるパブリックスペース化の促進
- 居住者・海岸利用者への災害の周知徹底（津波ハザードマップ）
- 海岸の自然植生・生態に配慮した街灯・防犯灯の設置
- 自然災害を未然に防止するため、国・県への予防対策の要望
- 緊急時の避難路、避難方法の確保

【バリアフリー】

- 安全で安心な歩行者動線の確保
- 高齢者や障害者に配慮した自然海浜公園施設の設置
- バリアフリーの海岸づくり

【自転車動線】

- 自転車利用促進の環境整備
- パーク&サイクルライドやレンタサイクルシステムの整備

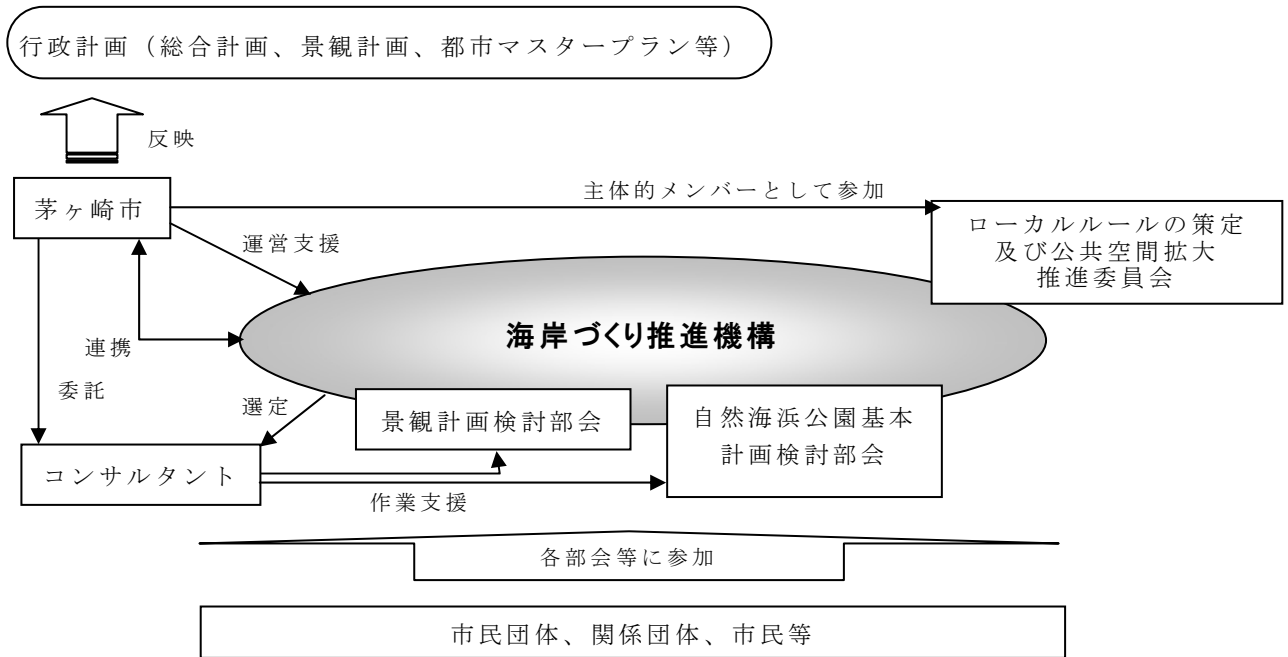
【広域交通ネットワーク】

- 環境負荷の少ない公共交通機関や自転車利用環境の向上
- 周辺の活性化を促進する広域ネットワークの形成

## 2 事業推進体制

### (1) 推進体制

- グランドプランの推進にあたっては、主導的な役割を担う組織として、海岸づくり推進機構を設立します。
- 推進機構の中に、関係団体、市民、学識経験者等から構成する各検討部会を設置し、景観、自然海浜公園整備のための具体的な検討を行います。
- 推進機構が主体となり、ローカルルール策定及び公共空間拡大推進委員会を設置し、海岸地区の各地権者及び関係団体との調整等を行います。



グランドプランの当面の事業推進体制と相互関係

### 3 事業推進プログラム

#### (1) 事業主体の考え方

グランドプラン推進体制の役割と機能を踏まえ、事業ごとに行政（県・市）、民間企業等を事業主体として位置づけます。

#### (2) 事業プログラムの考え方

事業プログラムは、次に示す期間、目標を踏まえ各事業の実施時期を設定します。

期 間	目 標
短期（平成 19 年～平成 23 年）	自然海浜公園の整備着手等と景観に関する基準の整備と運用を図ります。
中期（平成 24 年～平成 28 年）	自然海浜公園の整備完了と交通ネットワーク整備の推進を図ります。
長期（平成 29 年以降）	自然海浜公園を核とした海岸づくり、景観の修景を進め、将来像の実現を図ります。

#### (3) 将来像実現のためのリーディングプロジェクト

グランドプランで定めた将来像を実現するために、グランドプランのリーディングプロジェクトを位置づけ、自然環境に配慮した海岸の形成に取り組みます。

プロジェクト	内容
自然海浜公園の整備	本来の茅ヶ崎海岸の自然を取り戻し、自然の魅力の中に人々が集まり、共生する自然海浜公園を整備します。
土地利用規制と景観誘導	自然環境に負荷を与えず景観に配慮した土地利用等のローカルルールと景観法を活用した建物等のボリューム、デザイン誘導を行います。

#### (4) 事業費

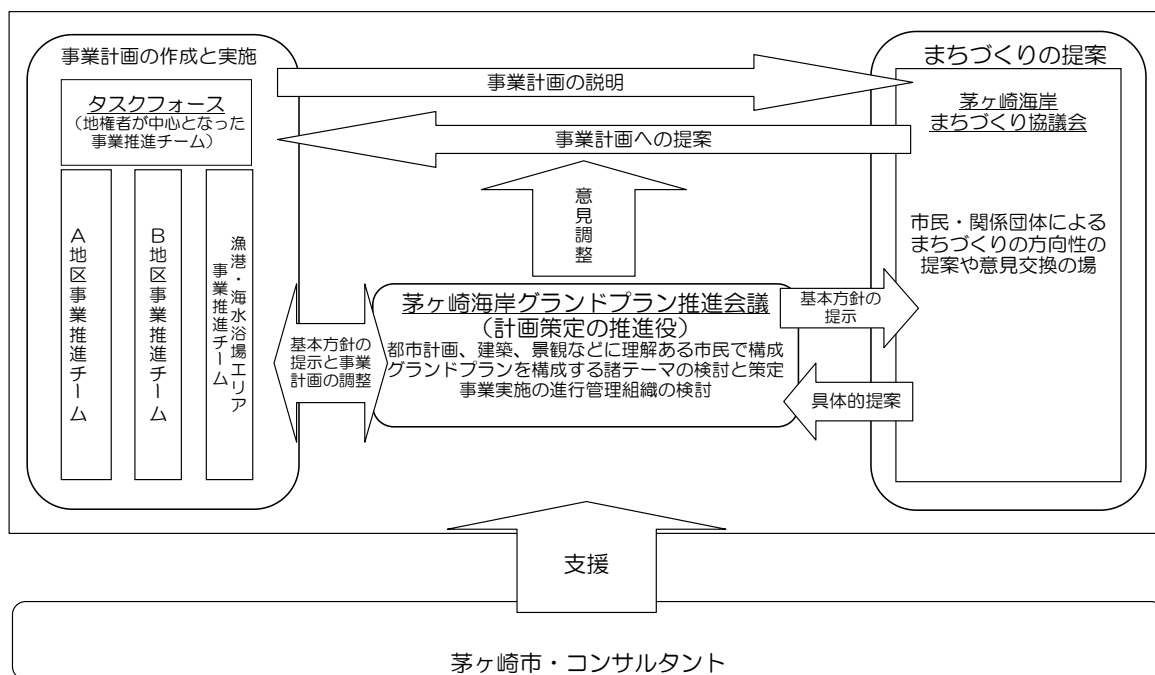
グランドプランの基本方針に基づき平成 19 年度に策定する自然海浜公園整備計画の具体的内容が決定した段階で、グランドプランの財政プログラムを作成します。

(5) 事業推進プログラム

事業名		方針区分	事業内容	事業主体	短期					中期					長期			
					H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29以降			
					《目標》 自然海浜公園の整備着手等と景観に関する基準の整備と運用を図ります。					《目標》 自然海浜公園の整備完了と交通ネットワークの整備推進を図ります。					《目標》 自然海浜公園を核とした海岸づくり、景観の修景を進め、将来像の実現を図ります。			
[1] 自然海浜公園整備に関する事業	①	自然海浜公園整備計画の策定	緑・自然環境保全	自然海浜公園整備のための具体的な計画を策定する。	茅ヶ崎市 (仮称)海岸づくり推進機構													
	②	自然海浜公園の管理・運営体制の構築	緑・自然環境保全	自然海浜公園維持に向けた管理・運営体制を構築する。	茅ヶ崎市													
	③	公園利用者便利施設・管理施設の整備	緑・自然環境保全	公園利用者ための施設や海浜公園管理施設を整備する。	茅ヶ崎市	●												
	④	海水浴場の再整備	景観 緑・自然環境保全	自然環境や景観に配慮し、バリアフリーの海水浴場の再整備を行う。	茅ヶ崎市・民間													
	⑤	区画道路の再整備	交通ネットワーク	海岸地区における区画道路について、自然環境と景観に配慮した道路として整備する。	茅ヶ崎市													
	⑥	電線(電柱)の地中化	景観	海岸にある電線(電柱)については、海岸の良好な景観を阻害しないように地中化を図る。	茅ヶ崎市													
	⑦	公園内の緑地整備	景観 緑・自然環境保全	地区内の緑地は、海岸の生態系に配慮した整備を行う。	茅ヶ崎市													
	⑧	海浜植生の復元	景観 緑・自然環境保全	良好な自然環境を形成するために、海岸の生態系に配慮した海浜植生の修復に取り組む。	茅ヶ崎市													
	⑨	漁港北側駐車場の整備	交通ネットワーク	漁港北側に漁業従事者、漁業関係者等のための駐車スペースを整備する。	茅ヶ崎市													
	⑩	サイクリング道路の再整備	交通ネットワーク	自然環境と景観に配慮したサイクリング道路を再整備する。	茅ヶ崎市 神奈川県													
	⑪	公園利用便利施設・管理施設の管理・運営	緑・自然環境保全	自然海浜公園に整備された公園利用者のための施設の適切な管理・運営を行う。	(仮称)海岸づくり推進機構													
	⑫	ボードウォーク(散策路)の整備	交通ネットワーク	漁港西側における自然海浜公園内散策路として整備する。	茅ヶ崎市													
	⑬	お祭り広場の修景	景観	既存のお祭り広場について、人にやさしく、景観や自然環境に配慮した修景を行う。	茅ヶ崎市													
	⑭	漁港施設の修景	景観	既存の漁港施設について、自然環境や景観に配慮した修景を行う。	茅ヶ崎市													

事業名	方針区分	事業内容	事業主体	短期					中期					長期						
				H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29以降						
				《目標》 自然海浜公園の整備着手等と景観に関する基準の整備と運用を図ります。					《目標》 自然海浜公園の整備完了と交通ネットワークの整備推進を図ります。					《目標》 自然海浜公園を核とした海岸づくり、景観の修景を進め、将来像の実現を図ります。						
〔2〕 景観整備に関する事業	①	景観基準の策定	景観	良質な海岸の自然景観を形成・維持するためのデザインコードやアクションコードを定める。	茅ヶ崎市 (仮称)海岸づくり推進機構															
	②	景観基準の運用	景観	良好な景観の維持を図るため、景観基準の適切な運用を推進する。	茅ヶ崎市 (仮称)海岸づくり推進機構															
	③	サイン計画の策定	景観	地区内や海岸へのアクセス道路において、茅ヶ崎海岸にふさわしいサイン計画を策定する。	(仮称)海岸づくり推進機構															
	④	サイン計画に基づく整備	景観	サイン計画に基づいたサイン整備を行う。	茅ヶ崎市															
〔3〕 環境整備に関する事業	①	地区内の緑地整備等	景観 緑・自然環境保全	占用地等における公共空間の確保と緑地整備を図る。	茅ヶ崎市 (仮称)海岸づくり推進機構															
	②	街路灯、防犯灯の設置	安全・安心	地区内における街路灯及び防犯灯を整備する。	茅ヶ崎市															
	③	海岸浸食防止の推進	安全・安心	海岸浸食について、国・県との連携を図りながら、予防対策を推進する。	国 神奈川県 茅ヶ崎市															
	④	津波防災対策の推進	安全・安心	津波ハザードマップの作成とその活用により、居住者や海岸利用者に対して海岸の災害の周知徹底を図るとともに緊急避難路の確保を行う。	茅ヶ崎市															
〔4〕 その他	①	新たな歩道整備の検討	交通ネットワーク	国道134号南北間における新たな連絡道と西浜駐車場から海岸へアクセスする新たな歩行者用道路を整備を検討する。	茅ヶ崎市															
	②	地区内の夜間照明・ライトアップのルールづくりと運用	緑・自然環境保全 安全・安心	地区内の防犯や海岸の生態系に配慮した夜間照明及びライトアップのルールづくりを行う。	(仮称)海岸づくり推進機構															
	③	海岸環境パトロールの体制づくりと実施	安全・安心	地区内の環境や景観保全に向けたパトロール体制づくりとパトロールを実施する。	(仮称)海岸づくり推進機構															
	④	サイクリング拠点の整備	交通ネットワーク	地区へ来訪する交通手段、海岸の自然環境を感じるレクリエーション活動を推進するために、サイクリング拠点を整備する。	(仮称)海岸づくり推進機構															
	⑤	レンタサイクル事業の体制づくり	交通ネットワーク	誰もが気軽に利用できるレンタサイクルシステムの検討と事業を推進する。	(仮称)海岸づくり推進機構															
	⑥	バス交通の拡充	交通ネットワーク	海水浴シーズンやイベント時におけるシャトル便や運行ルート等、公共交通利用促進に向けた取り組みを行う。	バス事業者 茅ヶ崎市															
	⑦	バス停の整備	交通ネットワーク	シェルターやベンチ、案内板の設置、ユニバーサルデザインに配慮したバス停を整備する。	バス事業者 茅ヶ崎市															
	⑧	(仮称)茅ヶ崎海岸づくり基金の設置	緑・自然環境保全	茅ヶ崎海岸の自然環境や景観等を守り、育てて行くために必要な活動資金確保のため、(仮称)海岸づくり基金を設置する。	(仮称)海岸づくり推進機構 茅ヶ崎市															

(参考資料) グランドプラン提言の検討体制



茅ヶ崎海岸グランドプラン推進会議委員名簿

	所 属 等	氏 名
代 表	株式会社E X都市研究所<都市計画> (若松町在住)	折原 清
副代表	まち景まち環フォーラム・茅ヶ崎代表<景観> (円蔵在住)	益永 律子
副代表	株式会社洋建築企画<建築> (南湖在住)	山口洋一郎
委 員	特定非営利活動法人ゆい代表<福祉・環境> (浜須賀在住)	荒井三七雄
委 員	茅ヶ崎・浜景観づくり推進会議代表<景観> (南湖在住)	岩本えり子
委 員	株式会社ソリューション・エックス<マーケティング> (中海岸在住)	片岡 弘
委 員	茅ヶ崎市環境審議会委員・地元自治会関係<環境・自治> (南湖在住)	亀山 計次
委 員	ほのぼのビーチ茅ヶ崎代表<環境> (東海岸南在住)	大坊 裕
委 員	茅ヶ崎商工会議所事務局次長<産業>	新谷 雅之
委 員	株式会社カナコン<地質・環境・防災> (常盤町在住)	高橋 一紀
委 員	関東学院大学人間環境学部教授 (住居学) (幸町在住)	水沼 淑子
委 員	タイガーアンドアソシエイツ株式会社 (不動産・資産運用) (浜竹在住)	山本 泰然

## (参考資料)「茅ヶ崎海岸グランドプラン推進会議提言の前文」より

### 新しい茅ヶ崎海岸のグランドプラン

平成17年11月、フィッシュセンター跡地に14階建てマンション計画が持ち上がりました。これまで私たちが見慣れた茅ヶ崎海岸の景観が変貌する一危機感を覚えた多くの市民がこのマンション建設の反対運動に参加し、その思いは茅ヶ崎市内外にも伝わり、わずか3ヶ月に3万を超える署名が集まりました。

この反対運動を機に、「我々の手で茅ヶ崎海岸の未来を考えよう、あるべき茅ヶ崎海岸の姿を描こう。」という声が多くの人々に届くことになったのです。

平成18年2月25日、マンション業者は、工事を中断し、茅ヶ崎市民が提示するグランドプランの方向性に準じた土地利用を考えるとの英断を下しました。

そして平成18年4月、市民を中心とした「茅ヶ崎海岸グランドプラン推進会議」が発足し、8ヶ月の熱い議論を経て、「茅ヶ崎海岸グランドプラン」を練り上げました。

この茅ヶ崎海岸地域は、観光という視点からは多くの夢が膨らむ反面、海浜侵食問題、災害問題、海岸植生の破壊、法的に矛盾する土地利用など、多くの問題を抱えています。

グランドプラン推進会議では、一气呵成の華やかなリゾート開発案を推進する素見も出されましたが、この地域に関する数々の調査を行い、地権者、住民、長年ここで「業」をたてる人たちとの共感を醸成する中で、“本来の自然環境を取り戻す”という観点に立った長期ビジョンを検討すべきである、という総意を得るに至りました。それには「一定の時間軸が、茅ヶ崎海岸を再生するためには必要である」という結論にたどり着いたのです。

大地に落ちた一滴の水が川となって海に流れ着き、やがて空に昇り、雲となって再び大地を潤すように、地球上では全てが自然の摂理に基づいて循環しています。私たちも長期的な視点に立って茅ヶ崎海岸の将来を考えるべきであると考え、20年というタイムスパンを想定しました。

このグランドプランは、市民と地権者等及び行政の三位一体の中で作り上げられた、茅ヶ崎海岸のマスタープランとなるものであります。

議会の声や関連する上位計画などと合流して「茅ヶ崎海岸グランドプラン」は、今後、「美しい茅ヶ崎」、「誇りと思える茅ヶ崎」の創造のための一助となることを確信するものであります。

また、海岸だけの問題ではなく、このグランドプランをきっかけに、この精神や方法が各分野にひろがり、茅ヶ崎市の発展に貢献していくことを期待します。

茅ヶ崎を愛するみなさんとともに、新しい茅ヶ崎海岸のグランドプランの実現に向かって、取り組んでいきましょう。

平成19年1月15日

茅ヶ崎海岸グランドプラン推進会議